

議長 局長 補佐係



平成29年8月31日

鹿追町議會議長 塙渕 賢治 様

鹿追町議会条例づくり研究グループ

代表 川 染 洋



平成29年度政務活動費にかかる調査及び収支報告について

鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり平成29年度政務活動費調査及び収支報告を提出します。

記

- 1 政務活動費調査報告書 別紙1
- 2 政務活動費収支報告書 別紙2
- 3 会派出席者名
川染 洋、安藤 幹夫、加納 茂、山口優子

別紙1

平成29年度政務活動費調査報告書

- 1 調査期日 平成29年7月29日～30日
- 2 調査目的 地方議員としての知見知覚向上のため、市民と議員の条例づくり交流会議主催の「議会のチェック機能を本気で考える」交流会議に参加し、次の調査項目の3分科会にそれぞれが出席して学んだ。
- 3 調査項目
 1. 新公会計制度と決算審査 山口 優子
 2. シチズンシップ教育と議会 安藤 幹夫、川染 洋
 3. 議会基本条例を改めて学ぶ 加納 茂
- 4 調査場所 東京都 法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎
- 5 調査結果

1日目の基調講演は、平成29年の通常国会で地方自治法等の一部を改正する法律が可決されたので、今回は主に監査制度について講演がなされた。

その主内容はより監査制度の充実強化を図るために、条例により議会から選出されている監査委員（議会選出監査委員の廃止）をなくし、外部の監査専門委員の創設が可能となったこと。

議会選出の監査委員の最大の必要性は、二元制の原理原則やそのルール運営、行政チェック機能をとおして住民のために行政事業が執行されているかどうかを判断することにある。

しかし議会内への行政情報入手などは、監査委員会は独任制であり監査委員の知り得た行政情報は守秘義務があり議会の中での共有ができるのではないかなどが問題となり改正の動きとなったものである。等々専ら監査に関するものであった。

2日目は、それぞれ各分会に出席したので、次の報告のとおりである。

6 所感及び提言（活用策・活性策）

[川染 洋] 分科会 シチズンシップ教育と議会

今回の「シチズンシップ教育と議会」は政治への無関心をなくすという目的のもとに活動している都立高校社会科教員と生徒が行っている実態を知ったものである。

議会の理解と今後の議員育成には高校生18歳選挙権行使の時から必要である。

高校生時代からもっと政治経済、地域の課題などに興味を持たせ、政治とは何か、その仕組みとは何か、政治は何をすることなのか、何をしているのかが解るようにしなければならないがその教育はなされていない。

その為に必要なことは、現役の議會議員との行動や懇談など教科書には無い生の政治をテーマに取り組み無関心をなくす、自分の生活に直結させることなど主権者教育が大事であるとしている。

将来の議会議員候補の教育としても重要であるとして特異な授業を行っている東京都立高島高等学校の実践例を勉強した。

地方自治法に現在定められている地方議会の活動と実際地域社会の選挙人が期待する活動には相当の乖離があり、地方議会議員の大きな悩みとなっているのが現実である。

所感として、各高等学校で都立高島高校のように公民科で「地方議会は何をするところ」「地方議会議員は何をする人」の教育を期待したい。

[安藤 幹夫] 分科会 シチズンシップ教育と議会

18歳選挙権導入を機に、今注目される「シチズンシップ教育」は、子ども議会・学生議会・若者議会等の取り組みや、模擬投票を行う自治体が増えているが、「議会」が中心となって展開している事例は決して多くない。

住民としての資質、能力を育成するための教育、社会の中で円滑な人間関係を維持するため必要な能力を身につけさせる。早くから主権者教育に高等学校が中心となり取り組み、実践する必要が早急に考えるべき時期が来ていると考える。

議会として、学生・若者世代と、どう関係を作り「主権者教育」をどう実践するか。今後の課題と考え、また「地方議会」としての政治の役割や議員の仕事への理解、個人の権利と責任、人権や文化の多様などを、学生・若者世代に発信し、議員の実情を理解してもらうために、「出前講座」や「インターンシップ体験」などで、政治を学生・若者世代に身近な、日常的なものとし、当事者

意識を高めていくことが議会の今後の課題と思考する。

〔加納 茂〕 基調講演、分科会 議会基本条例を改めて学ぶ
法政大学交流会議初日のテーマは議会のチェック機能を本気で考えると題して講演とパネルディスカッションが行われた。

この中で大きく取り上げられたのが議選監査委員であった、一般的に議選は任期が短く、専門性の確立が不十分である。首長と癒着する場合がありチェックがきかないなど現制度の欠点が指摘されており、また、守秘義務の点から議会に監査の情報を流せないなど不合理な面もあって、議選監査委員の廃止論が広がっているとのことである。議員としての身分を残したまま、執行機関である監査委員に就任するという矛盾（過去の制度の歴史的産物）から2017年の自治法改正により議選監査委員の選択制が織り込まれたとの報告である（条例の改正により議選監査委員の廃止が可能となった）。

2日目は分科会であり、『議会基本条例のこれからを考える』と題した第3分科会への参加であった。

現状として新規制定数は減少しており、道府県、政令市、特別区（8.7%）市（59.8%）町村（31%）となっており、東京都区部（条例制定は2区のみ）と町村の普及率の低さが目立っている。条例の活用においても上位の議会と下位の議会の差が大きく、条例制定済でもほとんど活用されていない低位の議会も見られ、対話型の定番である議員間討議、議会報告会も上手くいっていない、議会主導の政策提言も増えてはいないとのことである。議会基本条例を制定したことにより満足し、10年間一度も改正されておらず、条例が機能していない議会もあるとのことである。

わが議会も積極的にまちなか会議を開催し多くの意見を聴取し、住民に対してどのように貢献するのかを念頭に議員全員が奮闘しなければならない、そう感ずるものである。

〔山口 優子〕 基調講演、分科会 新公会計制度と決算審査
7月29日、30日法政大学にて行われた「市民と議員の条例づくり交流会議2017、議会のチェック機能を本気で考える」に参加。

1日目は、全国自治体の運営に関する実態調査、議会基本条例の制定状況などの報告があり、議選監査委員について、基調講演とパネルディスカッションが行われた。自治法の改正により、議選監査委員制度は選択制となった。議選監査委員の現行制度を活用し、どのように議会力を上げていくことにつなげていくのか、監査機能と政策提言との連動、監査委員の情報を議会全体のものにしていくのか、守秘義務をどうするのかが課題であるとの話であった。議選監

査委員制度を選択する（現行のまま）のか、しない（廃止する）のかはパネラ
ー、参加した議員とともに、評価、意見の分かれる問題であった。

二日目の分科会は「第1分科会・新公会計制度と決算審査」に参加。

新公開制度を理解し、財務書類の見方、指標の見方などを学んだ。新公会計
制度では現金主義から発生主義にシフトし、複式簿記の方が不正をしづらいの
で導入されたが、あくまで発生した会計を記録するものであり、起債や後の交
付税措置などは表すことが出来ないので、管理会計、財政計画なども重要にな
ってくる。その際には各種指標の活用が有効である。

まとめの全体会ではpotetoという、学生が社会を学び、伝えるチームの取り
組みなどが紹介された。

議員は住民の代表であって、代理ではないという話があり、議員間の自由な
討議を通して論点、争点を明確にし、公開の場で討論することが議会の使命で
あると学んだ。

別紙2

平成29年度政務活動費收支報告書

1 収 入

(単位：円)

科 目	収 入 額	備 考
政務活動費	230,845	町より助成
個人負担金	64,643	川染 2,700円、安藤 49,419円、加納 9,824円 山口 2,700円
合 計	295,488	

2 支 出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費	295,488	車 費《明細別紙》 7,720円 宿 泊《〃》 63,200円 鉄道等《〃》 6,248円 航 空《〃》 178,320円 セミナー受講料 《〃》 40,000円
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
合 計	295,488	

3 残額

0

【別紙】

■ 車賃、高速料金

日付	説明	明細	備考
7/29・30	役場 ⇄ 帯広空港	60円 × 60km × 2回 = 7,200円	往復: 川染車
7/29・30	芽室 ⇄ 幸福	260円 × 2回 = 520円	ネクスコ東日本
計		7,720円	

■ 宿泊

日付	説明	明細	備考
7/29	都市センターホテル	15,800円 × 4人 = 63,200円	宿泊税100円含む。 宿泊料は1人13,100円が上限のため15,800円 - 13,100円 = 人2,700円は自己負担
計		63,200円	

■ 鉄道等

日付	説明	明細	備考
7/29・30	羽田空港 ⇄ 浜松町	483円 × 4人 × 2回 = 3,864円	東京モノレール 浜松町線
7/29・30	浜松町 ⇄ 新橋	133円 × 4人 × 2回 = 1,064円	JR 京浜東北線
7/29・30	新橋 ⇄ 溜池山王	165円 × 4人 × 2回 = 1,320円	東京メトロ 銀座線
計		6,248円	

■ 航空

日付	説明	明細	備考
7/29	帯広空港 ⇒ 羽田空港	21,790円 × 4人 = 87,160円	JAL570便
7/30	羽田空港 ⇒ 帯広空港	22,790円 × 4人 = 91,160円	JAL579便
計		178,320円	

■ セミナー受講関係

日付	説明	明細	備考
7/29・30	受講料	10,000円 × 4人 × 1回 = 40,000円	市民と議員の条例づくり交流会議
計		40,000円	

合計	295,488円	73,872円／人
----	----------	-----------

支払い先 内訳

区分	支払い先	金額	領収書番号
車賃	川染 洋	7,200円	別紙 ①
高速料金	ネクスコ東日本	520円	〃 ②
宿泊料・航空券	鹿追町農業協同組合	241,120円	〃 ③
宿泊料(宿泊税)	都市センターホテル	400円	〃 ④
鉄道等	東京モノレールほか	6,248円	〃 ⑤
セミナー受講料	市民と議員の条例づくり交流会議	40,000円	〃 ⑥
合計		295,488円	

車 貸

1

領 収 書

金7,200円

但し、
平成29年7月29日～7月30日まで政務活動での交通費として

内訳

区 分	月 日	金額	説 明
鹿追町役場 ⇄ 帯広空港	自動車 7月29、30日	7,200円	自家用車を使用。金額は、7,200円 (60円/km × 60km × 2回)
計		7,200円	

上記金額について、正に受領しました。

平成29年 7月30日

川 染 洋

高速料金

2

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

領 収 書

料金所 帯広JCT

料金所 芽室

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

17年 7月29日 8時20分

17年 7月30日 20時22分

車種 普通

車種 普通

通行料金 ￥260-
(現金)

通行料金 ￥260-
(現金)

-入口料金所- 芽室
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号202-00440815-00

-入口料金所- 帯広JCT
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号204-00212018-00

宿泊・航空

(3)

領 収 書 A № 00895

鹿追町議会 様

金額

¥ 24,1120 円



但し 農協観光代金(369分)にて

上記の金額正に領收取致しました。

現金	¥ 24,1120
小切手	¥
相殺	¥
¥	✓

平成 27 年 7 月 26 日

鹿追町農業協同組合

代表理事組合長 木幡 浩喜

〒081-0293 北海道河東郡鹿追町新町4丁目51番地

TEL: 0156-66-2131



本証の金額を塗抹、訂正したもの又は組合印、責任者印のないものは無効です。

宿泊税

(4)

領 収 証

No. A 076829

RECEIPT

鹿追町議会 様

平成 29 年 7 月 29 日

¥ 400-

但 東京都宿泊税(¥100×4.8%分)として

上記の金額を領收取致しました

The above mentioned sum of money is duly received.

JR 都市センターホテル

東京都千代田区平河町二丁目四番一号
株式会社 東京ロイヤルホテル
TEL.03 (3265) 8211 (大代表)



鉄道等

支払証明書

(5)

金6,248円

但し、
平成29年7月29日～7月30日まで政務活動での交通費として

内訳

区分	分	日付	運賃	回数	人数	合計
羽田空港 ⇄ 浜松町	東京モノレール	7/29.30	483円	2回	4人	3,864円
浜松町 ⇄ 新橋	JR 京浜東北線	7/29.30	133円	2回	4人	1,064円
新橋 ⇄ 溜池山王	東京メトロ	7/29.30	165円	2円	4人	1,320円
計						6,248円

上記金額について、正に支払いしたことを証明します。

平成29年 7月30日

鹿追町議会条例づくり研究グループ
代表 川染洋

セミナー受講料

(6)

領 収 書

領 収 書

川染洋様

2017年7月29日

安藤幹夫様

2017年7月29日

10,000円

10,000円

交流会議2017 参加費として

上記正に領収いたしました

交流会議2017 参加費として

上記正に領収いたしました

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

領 収 書

領 収 書

加納茂様

2017年7月29日

山口優子様

2017年7月29日

10,000円

10,000円

交流会議2017 参加費として

上記正に領収いたしました

交流会議2017 参加費として

上記正に領収いたしました

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463



議会のチェック機能を 本気で考える

～議選監査委員・新公会計制度と決算審査・シチズンシップ教育・議会基本条例～

■日時：2017年 7月 29日（土）30日（日）

■会場：法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎

■参加費：議員 1万円／市民 2000円 （1日のみ参加は、議員 6000円／市民 1000円）

平成29年の通常国会(第193回国会)で地方自治法等の一部を改正する法律が可決され、監査制度の充実強化のために、条例により議会から選出される監査委員をなくし、外部の監査専門委員の創設が可能となりました。また、今回の改正では、議会が決算を不認定にした場合に首長が行った措置を議会に報告することも定められました。

法律の施行は、平成32年からです。それまでに、議選監査委員は必要なのか、機能しているか再考が求められます。さらに、新公会計制度が導入され、現在の決算審査が変わります。決算審議の前にあらためて議選監査委員の意義を考え、議会の重要な機能であるチェック機能が果たせているのか。また、新たな流れとしての議会によるシチズンシップ教育も含めて、議会改革の新たな視点を議論する二日間です。どうぞ、ご参加ください！

(2017年6月15日段階・詳細はホームページで)

全体会：13時30分～16時30分（13時開場）

29
日
(土)

◆全国自治体議会の運営に関する実態調査2017結果報告 長野基さん（首都大学東京）

◆基調講演 議選監査委員と議会のチェック機能 江藤俊昭さん（山梨学院大学）

◆パネルディスカッション 「今、あらためて議選監査委員を考える」

パネラー 伊藤真一さん（東村山市議会議長／元監査委員）

桑畠健也さん（所沢市議会前議長／元監査委員）

馬場伸一さん（福岡市役所）

コーディネーター 廣瀬克哉さん（自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表／法政大学）

終了後に交流会あります（参加費別途）

分科会：10時～12時30分 全体会：13時30分～15時

30
日
(日)

◆テーマ別分科会

第1分科会 「新公会計制度と決算審査」 宮澤正泰さん（習志野市会計管理者）

第2分科会 「シチズンシップ教育と議会」 大畑方人さん（都立高島高校教諭）

第3分科会 「議会基本条例を改めて学ぶ」

中尾修さん（元栗山村議会事務局長／東京財団）、廣瀬克哉さん

◆全体会（クロージングセッション） 13時30分～15時

分科会からの報告とこれからの議会改革を考える

【主催】市民と議員の条例づくり交流会議／自治体議会改革フォーラム

法政大学ボアソナード記念現代法研究所

【申込み・問合せ】（事務局）〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

E-mail jourei@jourei.jp URL <http://www.jourei.jp/>